

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 廿日市市

繰上収入部等 繰上収入	普通交付税等 繰上収入	臨時財政対策 繰上収入	繰上収入 繰上収入
17,779	6,528	1,123	25,430

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	38,831	38,421	409	379	1,233	57,515	
漁港管理特別会計	38	19	18	18	-	-	
小規模下水道事業特別会計	188	188	-	-	16	-	
工業団地下水道事業特別会計	36	33	3	3	4	-	
墓地管理事業特別会計	33	33	-	-	2	1	
港湾管理事業特別会計	32	27	5	5	-	-	
市営住宅事業特別会計	261	227	34	34	60	814	
一般会計等	39,114	38,644	469	439	-	58,330	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険特別会計	11,257	11,215	43	43	573	-	-	
老人保健特別会計	1,236	1,142	94	94	82	-	-	
介護保険特別会計	6,622	6,549	73	73	955	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,037	1,033	4	4	182	-	-	
公共下水道事業特別会計	5,924	5,924	0	0	1,746	24,341	22,686	
簡易水道事業特別会計	692	678	7	7	174	2,618	1,387	
農業集落排水事業特別会計	20	20	0	0	1	291	4	
包ヶ浦観光事業特別会計	57	57	0	0	16	-	-	
水道事業会計	2,268	2,115	153	2,950	26	5	0	法適用
水族館事業会計	315	297	18	489	-	-	-	法適用
国民宿舎事業会計	236	292	△56	619	-	-	-	法適用
公営企業会計等計				4,279		27,255	24,077	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
広島県市町総合事務組合	8,372	8,372	-	-	179	-	-	
宮島競艇施行組合	39,371	39,327	44	2,559	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,154	1,014	140	140	-	-	-	
広島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	272,816	270,936	1,879	1,879	1,015	-	-	
一部事務組合等計				4,578				

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経営損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債権(貸付)に係る償却残高	当該団体からの 損失補償に係る償却残高	一般会計等 繰入金見込額	備考
廿日市市文化スポーツ振興事業団	△1	80	50	45	-	-	-	-	
廿日市市水産振興基金	△18	380	470	-	-	-	-	-	
廿日市市産業振興公社	0	5	6	-	-	-	-	-	
もみき森林公園協会	0	27	5	-	-	-	-	-	
廿日市市土地開発公社	△22	259	5	-	-	960	-	257	
地方公社・第三セクター等計			536			960		257	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経営損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,086	3,849	△237
減債基金	1,896	1,560	△336
その他充当可能基金	3,837	3,649	△188
充当可能基金計	9,819	9,057	△762

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.78	1.72	△0.06	△12.06	△20.00	水道事業会計	-	-	
連結実質赤字比率	18.04	18.55	0.51	△17.06	△40.00	水族館事業会計	-	-	
実質公債費比率	13.5	13.7	0.2	25.0	35.0	国民宿舎事業会計	-	-	
将来負担比率	132.9	118.9	△14.0	350.0	-	公共下水道事業特別会計	-	-	
財政力指数	0.74	0.75	0.01	-	-	簡易水道事業特別会計	-	-	
経常収支比率	99.3	99.3	-	-	-	農業集落排水事業特別会計	-	-	
						包ヶ浦観光事業特別会計	-	-	
						浦ヶ免土地区画整理事業特別会計	-	-	

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経常健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。